

国民公園皇居外苑における 行事等の試験的な実施事業者応募要領

環境省自然環境局
皇居外苑管理事務所

1. 公募の目的

皇居外苑は昭和22年12月の閣議で旧皇室苑地の一部を国民公園とすることが決定され、昭和24年4月に公開された公園である。苑内には皇居前広場、北の丸公園、特別史跡旧江戸城跡に指定された濠と石垣、重要文化財指定の桜田門、その他には、楠木正成像、和田倉噴水公園などある。

令和3年1月にとりまとめられた「皇居外苑の利用の在り方に関する懇談会報告書」においては、国民福祉に大きく貢献できるよう「保護と利用の好循環」を図り、持続可能な形で保全活用していくことが求められており、皇居外苑は世界に対して日本の姿を強く発信していくことができる場であり、ここで行うことに明確な意義が認められるものであれば、社会のグローバル化に対して、状況に応じて行事等の実施を今後は許可していく必要があり、各種行事等の具体的な利用ニーズを明らかにしていくと共に、利用の制約があるかを確認することが望ましいとされた。また、令和5年12月にとりまとめられた「北の丸公園の利用の在り方に関する検討会報告書」においては、公園のポテンシャルを活かしたイベントの実施や案内サービスの提供、情報の発信等により公園の魅力を伝え、来訪者の満足度を高めることを目指し、利活用を推進すべきであり、公園の魅力創出という観点から、一定の公益性が認められるモデル的な実証事業を丁寧に進めながら、屋外でのイベントを抑制的に扱ってきたことを段階的・部分的に緩和していくことが望まれるとされた。

このため、国民公園皇居外苑の利用としてふさわしいと考えられる各種行事等の具体的な利用ニーズの把握及び利用の制約の有無等を確認していくため、行事等の試験的な実施（以下「実証試験」という。）を協力し、共催の立場で行うことを目的に、実証試験実施事業者を公募するものである。

2. 実施場所

所在地：東京都千代田区皇居外苑ほか（別添2対象範囲図内）

3. 実施期間及び時間、年間利用状況

（1）実施期間

上半期：令和7年4月14日（月）から令和7年9月30日（火）まで

下半期：令和7年10月1日（水）から令和8年3月22日（日）まで

※年末年始を除く。

※1回あたり最大3日間とする（準備・片付けは除く）

（2）実施時間

9：00～21：00までとする（準備・片付けは除く）

（3）年間利用状況

皇居外苑地区 約345万人(令和5年度)

北の丸公園 約329万人(令和5年度)

※楠公駐車場、北の丸公園駐車場、和田倉噴水公園、皇居参観、東御苑利用者、北の丸公園内文化施設利用者実績から推計

※新型コロナ発生前の令和元年度は皇居外苑地区が約785万人、北の丸公園が約256万人であった。

4. 実証試験に関する基本的事項

（1）実施方法

- ①国民公園及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則（昭和 34 年省令第 13 号）を遵守した上で実証試験を実施する。
<https://www.env.go.jp/garden/content/900457494.pdf>
- ②別添「皇居外苑の利用の在り方における行事等の試験的な実施に関する協定書」を締結し「皇居外苑地区及び北の丸公園の利用条件」を遵守した上で、環境省との共催により実証試験を実施する。
- (2) 費用負担
応募資料の作成、郵送料のほか実証試験に係る費用は全て応募者の負担とする。
- (3) 使用上の制限
①事業者は、協定書の権利を第三者に譲渡し、又は名義貸し等をしてはならない。
②実証試験の主たる部分を第三者へ委任又は請け負わせてはならない。
- (4) 損害賠償
事業者は、国又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその補償をしなければならない。
- (5) 事業運営について
①事業者は、当該地域が国民公園皇居外苑内であることを理解し、品位ある事業運営に努めるとともに、不特定多数の利用者が訪れる地域であることを承知し、広く公園利用者への便宜を図らなければならない。
②事業者は、利用者のニーズ把握に努め、良質なサービスの維持、向上に努めなければならない。
③事業者は、不断の経営努力を行うものとし、適正な利潤と価格等について常に検討し、利用者の利便に資するよう事業運営を行わなければならない。
④皇居外苑管理事務所として必要があると認めるときは、その理由を示した上で、事業運営について改善を求めることがある。
- (6) 環境対策
政府が推進する脱炭素対策、グリーン購入等の環境保全諸施策に積極的に取り組むこと。
- (7) 災害時対応
皇居外苑は千代田区の「災害時待避場所」に指定されていることから、非常災害時には協力すること。
- (8) 従業員について
①従業員の身元保証、健康管理、就業及び労務について、事業者はその責任を負うものとする。
②実証試験の公共性を理解し、公園利用者に適切に対応できるよう、事業者は従業員の教育と指導に努めるものとする。
- (9) 守秘義務
事業実施上で知り得た皇居外苑管理事務所の業務上の秘密については、その保持に留意し、漏洩防止の措置を講ずること。
- (10) その他事項
①自己の都合により、実証試験を取りやめ・途中終了させる場合は、当該期日の 2 ヶ月前までに、所定の様式により皇居外苑管理事務所長あて申し入れなければならない。
②実証試験において事件、事故等が発生したときは速やかに皇居外苑管理事務所に連絡しなければならない。
③国民公園内であることの特性を考慮し、清潔な環境維持に努めなければならない。
④皇居、皇居外苑行事及び工事等のため事業実施場所が一時的若しくは全日使用できなくなる場合があるが、そのときは皇居外苑管理事務所から時間的余裕をもって事前に連絡する。
・ 定期的なもの 1 月 2 日 新年皇居一般参賀
 2 月 2 3 日 天皇誕生日一般参賀
 8 月 1 5 日 全国戦没者追悼式
・ 想定されるもの 特別警備等のため、警察及び宮内庁等より事業自粛の要請があった場合
⑤上記④にて、事業実施場所が使用できない場合の代替場所は双方調整の上で決

定するが、代替によって発生する作業及び費用は事業者が負担すること。

5. 応募者の資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力を有すること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (6) 法人税、所得税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 説明会に参加した者であること。
- (8) 別紙1において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (9) 過去の実証試験や苑内利用において利用条件に適合しない行為があったなど、事業実施者として不適正な者でないこと。

6. 応募手続き等

事業を希望する者は、次により応募申請書及び企画提案書を持参又は郵送で提出すること。

(1) 応募要領等交付期間

上半期実施分は、令和7年2月17日（月）～令和7年2月28日（金）まで

下半期実施分は、令和7年7月1日（火）～令和7年7月11日（金）まで

環境省ホームページの「申請・手続き」＞「公募情報」、又は皇居外苑管理事務所ホームページ「お知らせ」より、ダウンロードして入手すること。

(2) 説明会

日 時 上半期実施分：令和7年3月5日（水）14:00 から（受付 13:30 から）

下半期実施分：令和7年7月16日（水）14:00 から（受付 13:30 から）

会 場 皇居外苑管理事務所 会議室及び現地

※説明会の前日までに参加の意思を電話又はメールで連絡するとともに説明会への参加は1者3名までとする。

※会場にて応募要領は交付しない。

※説明会において15分程度の質疑応答は設けるが、質問の受付や回答は、原則、以下の（3）の方法による。

(3) 公募に関する質問

①質問事項を記載した書面（任意様式）を郵送又はメールにて、下記（4）の②の提出先まで送付する。

②内容によっては公募の公平、公正性の確保の点から回答できない場合がある。

③質問の受付期限は、上半期実施分は令和7年3月12日（水）17:00 まで、下半期実施分は令和7年7月22日（火）17:00 までとする。

④回答方法

質問事項及び回答は、上半期実施分は令和7年3月14日（金）17:00 まで、下半期実施分は令和7年7月25日（金）17:00 までに質問者にメールで回答するとともに、公募の公平、公正及び透明性を確保するため6.（4）②の提出先にて閲覧に供する。

(4) 応募申請書及び企画提案書の提出期限等

①提出期限 上半期実施分：令和7年3月19日（水）17:00 まで

下半期実施分：令和7年8月1日（金）17:00 まで

※郵送の場合は必着とする。なお、期限を過ぎたものは無効とする。

②提 出 先 〒100-0002 千代田区皇居外苑1-1 皇居外苑管理事務所 庶務科

電話 03-3213-0095

E-mail kokyo-gaien@env.go.jp

③提出部数等 6部（正本1部、副本5部。副本は正本のコピー可）

(5) 応募申請書について

別紙様式1により作成し、公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の

資料を添付すること。（※公的機関が発行する書類は、発行日から3ヶ月以内のもの。）

なお、以下の①又は②の書類は正本1部のみを提出するとともに、関係書類の不備又は資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。

①応募者が「法人」の場合

- ア 会社概要（様式2、パンフレット可）
- イ 定款又はそれに代わるもの
- ウ 法人登記簿謄本（全部事項証明書）
- エ 直近3年分の決算書の写し（貸借対照表、損益計算書、附属明細書）
- オ 直近3年分の納税証明書（証明書の種類は「その1」で、納付すべき税額・納付済額・未納税額が確認できること）
- カ 過去3年間の社会的信用失墜行為の有無（別紙様式3）

②応募者が「個人」の場合

- ア 履歴書（様式任意）
- イ 身分証明書（公的機関発行のもの）
- ウ 登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人等に該当しない証明）（法務局発行のもの）
- エ 開廃業届出証明書（税務署発行のもの）
- オ 直近3年分の決算書の写し
 - ・確定（修正）申告（控）の写し
 - ・青色申告決算書もしくは収支内訳書の写し
- カ 直近3年分の納税証明書（証明書の種類は「その1」で、納付すべき税額・納付済額・未納税額が確認できること）
- キ 過去3年間の社会的信用失墜行為の有無（様式3）

(6) 企画提案書について

別紙2「企画提案書作成要領」により作成したもの。

(7) 注意事項

- ①応募申請書及び企画提案書（以下「応募申請書等」という。）の受付は、説明会に参加した者に限る。
- ②応募申請書等については、A4版サイズ、日本語で作成のこと。
- ③提出された応募申請書等は、選定審査後も返却しない。
- ④応募申請書等作成、提出及び本公募に係る全ての費用は、応募者の負担とする。
- ⑤本公募において知り得た一切の秘密は、皇居外苑管理事務所の承諾を得ることなく他に漏らしてはならない。
- ⑥事業者は自らが提出した企画提案書の内容に従って事業を運営するものとする。ただし、諸事情の変化により皇居外苑管理事務所が変更を求めた場合は、この限りではない。
- ⑦応募申請書等は、本公募における実施事業者選定の目的以外に使用しないものとし、非公開とするが、暴力団排除制約事項の確認のための警察当局への情報共有や苑内の維持管理への影響確認のための維持管理業者への情報共有として応募申請書等を提供する場合がある。
- ⑧企画提案書等において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、その履行を担保するための、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書等の提出を求めることがある。

7. 実施事業者の選定方法

- (1) 上半期実施分は令和7年3月25日（火）に、下半期実施分は令和7年8月6日（水）に皇居外苑管理事務所会議室にて企画提案会を開催する。

なお、やむを得ない事情等によって企画提案会への参加が困難な場合は、別途調整に応じる。また、時間や出席者数の制限等については別途連絡する。

- (2) 企画提案会及び審査の結果、上半期実施分及び下半期実施分それぞれ最大3者を事業者として選定する。なお、本公示に示した参加資格を満たさない者の企画書、審査項目のうち1つでも失格に該当する企画書、又は評価得点が100点満点中65点未満の企画書は、無効及び失格とする。

8. その他

上記 7 により事業者が決定した場合、両者合意のもと協定書を取り交わすこととする。

問合せ先

〒100-0002

東京都千代田区皇居外苑 1-1

環境省皇居外苑管理事務所

電話 03-3213-0095

E-mail kokyo-gaien@env.go.jp

担当：森川

添付資料

別紙 1 暴力団排除誓約事項

別紙 2 企画提案書作成要領

様式 1 応募申請書の様式

様式 2 会社概要

様式 3 社会的信用失墜行為の有無

別添 1 協定書（案）、皇居外苑の利用条件

別添 2 実証試験対象範囲図

【参考資料】

○国民公園及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則（昭和 34 年省令第 13 号）

○皇居外苑の在り方に関する懇談会の報告書（概要）

○北の丸公園の利用の在り方に関する検討会報告書